

事業者のみなさんへ

事業系ごみの処理について（ご案内）

平素は、本市の環境行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今年度の事業系ごみの処理については次のとおりとなります。その他、ご不明な点はお問い合わせください。

<注意点>

- ① 申込個数の変更及び廃止は、必ず前月までに来庁し、環境室で所定の手続きをお願いします。
- ② 45ℓ以上のごみ袋や、申込個数以上のごみ出しが続く場合は、取り残すこととなります。
- ③ ごみが臨時的に多く出る場合は、事前にお申込みしてください。
- ④ 処理手数料は、必ず納期限までに納めてください。滞納されるとごみ収集を停止いたします。
- ⑤ 納入通知書は、毎年5月末に1年度分（6期分）をまとめて送付します。全期分の納付書をお支払いいただいた場合は、残りの納入通知書はお支払いせず、必ず破棄してください。
- ⑥ 安全なごみ収集のため、収集員が内容物を確認したり、カメラ等により記録することがあります。

1. ごみの出し方について

市で収集できるごみは事務所から出る生ごみや紙ごみなど、一般家庭から出る焼却できるごみに類したものになります。

- ① 45ℓの透明または半透明の袋に入れ、クチをしっかりと結び、水分が多い場合は必ず水切りをして出してください。
- ② ごみ袋1袋あたりの重量は10kg までとしてください。
- ③ ごみは、必ず朝 7 時までに出してください。
- ④ ごみ置き場は清掃等を行い、清潔に保つとともに、ごみを長期間放置しないようにしてください。
- ⑤ 収集の支障になるため、ごみ置き場の周辺には、物を置いたり、駐車する等はお控えください。
- ⑥ **事業系の粗大ごみは、市では収集しておりません**ので、次の焼却場（東大阪都市清掃施設組合）にお問い合わせ・ご予約の上、事業者が自ら持ち込むか、焼却場に持ち込みできないごみは産業廃棄物許可業者などの専門業者で処理してください。

また、粗大ごみ以外の、ふだん市で収集しているごみの持ち込みについても、事前にお問い合わせ・ご予約が必要です。

東大阪都市清掃施設組合（大東市域と東大阪市域の焼却場です。）

- ・住所 東大阪市長走4-6-25
- ・処理手数料 90円／10kg
- ・電話 072-975-5341（予約専用電話）



2. 事業系ごみに関する法律について

事業系ごみの処理は「法律」によって定められています。

事業活動に伴って生ずる廃棄物は、少量であっても事業者が責任をもって適正に処理しなければなりません。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条第1項）】

【産業廃棄物（市では収集できないごみ）について】

産業廃棄物とは、工業、建設業、製造業、サービス業など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で事業者の処理が義務づけられている「燃えがら・廃油・廃プラスチック・金属くず・ゴムくず・木くず（建設業・物品賃貸業の木くずや木製パレット）」などです（PPバンド、ビニールの梱包材、発泡スチロール等を含む）。これら以外のものが一般廃棄物（市で収集できるごみ）となっています。

産業廃棄物の処理については、大阪府の許可業者に委託してください。

〔産廃許可業者のお問い合わせ〕大阪府産業廃棄物指導課処理業指導グループ TEL06-6210-9564

〔産廃種別のお問い合わせ〕大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ TEL06-6210-9582

3. 事業系ごみ処理手数料（令和7年10月現在。月額制。収集運搬と処理に係る費用を含む。）

申込個数等の内容に変更がある場合、必ず前月までに届け出をしてください。さかのぼって変更や廃止はできませんので、ご注意ください。

なお、本市の適格請求書発行事業者の登録番号等は次のとおりです。

1.登録年月日 令和5年10月1日 2.登録番号 T6000020272183
3.名称 大東市 4.所在地 大東市谷川1丁目1-1 5.適用税率 10%（内税）

個数	週2回収集	消費税額（内税）	毎日収集（週6回）	消費税額（内税）
1	1,320 円	120 円	4,560 円	414 円
2	2,640 円	240 円	9,120 円	829 円
3	3,960 円	360 円	13,680 円	1,243 円
4	5,280 円	480 円	18,240 円	1,658 円
5	6,600 円	600 円	22,800 円	2,072 円
6	7,920 円	720 円	26,760 円	2,432 円
7	9,240 円	840 円	30,720 円	2,792 円
⋮	⋮			

最新の手数料は、市ホームページをご確認ください。



＜処理手数料の計算方法＞

週2回収集＝1個あたり 1,320 円

毎日収集＝

5個目まで：1個あたり 4,560 円

6個目から：1個あたり 3,960 円

（例）

- ・週2回収集・1個 月・木曜日収集の地区：
月曜日と木曜日に1個ずつ出して 月額 1,320 円
- ・毎日収集・1個 すべての地区：
月～土曜日に1個ずつ出して 月額 4,560 円



4. 収集曜日、年末・年始のごみ収集について

週2回収集の日程

年末	年始	収集地区（日程ごとの50音順）
12月 29日(月) まで	1月 5日(月)～	【月・木曜日収集の地区】 赤井、曙町、泉町、栄和町、扇町、大野、北楠の里町、御供田、御領、幸町、三洋町、新町、末広町、住道、大東町、太子田3丁目、谷川、津の辺町、中垣内7丁目、中楠の里町、南郷町、西楠の里町、灰塚、浜町、氷野、平野屋、平野屋新町、深野、深野北、深野南町、朋来、三住町、緑が丘、南楠の里町
12月 30日(火) まで	1月 6日(火)～	【火・金曜日収集の地区】 明美の里町、学園町、川中新町、北新町、三箇、新田地区、太子田1・2丁目、龍間、寺川、大字中垣内、中垣内1～6丁目、錦町、野崎、大字北条、北条、南新田、南津の辺町、諸福

毎日収集の日程【月～土曜日収集】

年末	年始
12月 30日(火) まで	1月 5日(月)～

年末・年始の特別収集（有料）

年末・年始も申込個数分のみの収集となります。
 12/31～1/4は通常収集はありませんが、
 特別収集を12/31・1/4に実施予定です。
 ※別途お申込みが必要です。

5. 一般廃棄物（ごみ）処理申込書の提出について

ごみが申込個数より多く出る場合や少なくなる場合、収集の廃止又は一時停止をする場合は、必ず前月までに来庁し、環境室の窓口で一般廃棄物（ごみ）処理申込書（新規・変更・廃止）の届け出をしてください。
 届け出が遅れても、さかのぼって変更することができませんのでご注意ください。また、廃止の届出をしない限り、手数料が発生し続けますのでご注意ください。

※申込書は複写式で、窓口で配布しております。押印不要です。

太わくの中だけ書いてください。

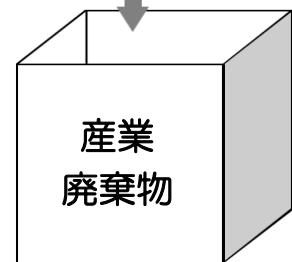
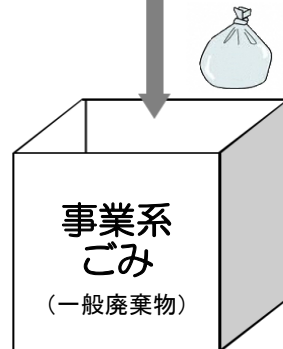
一般廃棄物（ごみ）処理申込書 （新規・変更・廃止）				課 長	
大 東 市 長 様				年 月 日	
下記について、 年 月から申し込みます。				課長代理	
住 所	大東市	地図（収集場所）			
会社名(店名)				上席主査	
TEL	FAX				
形 態	飲食店・事務所・その他（ ）				
氏 名				担 当	
収集回数	毎 日・週2回（ ） 曜日				
ポリ袋 (45ℓ) 個 数	(排出物) 紙類・厨芥類 その他（ ）				
新 規	月額 円 鑑札番号（ ）	委 託 業 者			
変 更	月額 円から 円				
廃 止	月額 △ 円				

1. 環境課用

事業系ごみの出し方



家庭系ごみと
混ぜないで!



自分で運ぶ **有料**



焼却場へ直接持ち込み。
事前申し込み要。

●手数料=10kg当たり90円

市に頼む **有料**

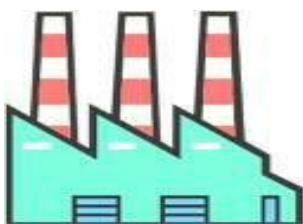


大東市環境室(電話072-870-9265)に申し込み要。(手数料は収集方法で異なります。)

産廃許可業者に頼む **有料**



大阪府産廃許可業者に直接ご依頼ください。業者一覧は府ホームページをご参照ください。



東大阪都市清掃施設組合
☎072(962)6021
※事前予約が必要です
☎072(975)5341

※ごみの種類や量等によって
制約がありますので、搬入
前に確認してください。

＜お問い合わせ＞

大東市 市民生活部 環境室 環境事業グループ

TEL 072-870-9265 (直通) FAX 072-870-9608